

秋田市トラック運送事業者支援金 申請要領



令和5年6月



秋田市産業振興部商工貿易振興課

問い合わせ先 (公社)秋田県トラック協会

080-1829-5331

1 趣旨・対象者

(1) 趣旨

原油価格高騰の影響を受けている秋田市に本社を置くトラック運送事業者を支援します。

(2) 対象者

対象者は、次の要件を全て満たす事業者です。

- ① 貨物自動車運送事業法第2条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、もしくは貨物軽自動車運送事業を営むトラック運送事業者（法人又は個人事業主）であること。
- ② 秋田市に本社を置く法人又は住所地在を有する個人事業主であること。
- ③ 支援金の給付を受けた後にも事業の継続をする意思があること。

2 支援金の額

支援金の額(1台あたり)

	支援金の対象となる車輛の種類			
	軽貨物車	一般貨物車		
		車輛総重量		
		小型	中型	大型
		5トン未満	5トン以上 8トン未満	8トン以上
単価	10,000円/台	13,000円/台	15,000円/台	25,000円/台

※牽引車(トラクタヘッド)は、車輛総重量にかかわらず、8トン以上(大型)に区分します。

対象となるのは以下の要件をすべて満たす車輛です。

- ・自動車検査証の「使用の本拠の位置」が秋田県である。
- ・自動車検査証の「使用者」または「所有者」が申請者である。
- ・申請時点で申請者が現に対象となる車輛を使用または所有している。

【軽貨物車の場合】

- ・貨物軽自動車運送事業経営届出書を運輸局に届出している。

【一般貨物車の場合】

- ・国土交通大臣の一般貨物運送事業の許可を受けている。

3 申請窓口・期限・申請書の入手方法

(1) 申請窓口(問合せ先)

(公社)秋田県トラック協会【業務委託先】

〒011-0904

秋田市寺内蛭根1丁目15番20号

電話 080-1829-5331

(2) 申請期限

令和5年8月31日(木)まで(必着)

※必要書類をすべて添えてご提出ください。

申請方法に不安がある場合は事前にお問い合わせください。

(3) 申請書の入手方法

・ 秋田県トラック協会ホームページ

「秋田市 トラック運送事業者支援金」ページ

(<http://www.ata.or.jp/akita-shien/index.html>)

QRコード→



4-1 申請書兼請求書の記載(オモテ)

様式第1号(第5条関係)

令和 年 月 日

(宛先) 秋田市長

秋田市トラック運送事業者支援金交付申請書兼請求書

1 申請者	②台数×単価	③申請(請求)合計額
住所又は所在地	台数×支援金額単価を区分ごとに記載してください。	②の合計額を記載してください。
事業者名(個人又は法人)	※ファイルで入力した場合は自動計算されます。金額が正しいか確認してください。	※ファイルで入力した場合は自動計算されます。金額が正しいか確認してください。
代表者職・氏名		

①台数の記載
台数を、区分ごとに記載してください。

台数	支援金額単価	台数×単価	申請(請求)合計額
1	10,000円	円	円
1	10,000円	円	
1	25,000円	円	

3 同意・誓約事項

秋田市トラック運送事業者支援金交付申請書兼請求書に申請に関して、次の事項に同意・誓約します。

チェックが無い場合は、不交付になります。

(1) 市長が、申請書に記載の事項について、公簿等により確認することに同意します。

(2) 市長が支給決定をした後は、本申請書を支援金の請求書として取り扱うことに同意します。

(3) 申請内容に虚偽が判明した場合は、支援金の返還等に応じます。

(4) 支援金の給付を受けた後にも事業報告・事例第2条に基づき、報告・事例を提出し、当市に提出するものとします。

いずれかにチェックしてください。

令和4年度事業と同じ口座を指定する場合、振込先口座の記載は必要ありません。

4 振込先 (口のいずれかにチェック)

令和4年度秋田市トラック運送事業者支援金交付申請書兼請求書に振込先口座を指定する。

口座名義人
添付書類として提出いただく通帳の写しなどを確認のうえ、
・上段には漢字
・下段にはカタカナ ※フリガナではありません。
を記載してください。

金融機関名	名称	口座番号
口座種別		
口座名義人(カタカナ)		

5 本申請(請求)に関する責任者

責任者	氏名	
	Eメール	
担当者	氏名	
	Eメール	

責任者、担当者
・責任者とは、代表取締役又は支店長や営業所長等の社内において権限の委任を受けた役職員とします。
・担当者とは、本取引に関する事務を担当する方とします。なお、発行責任者と担当者は、同一人物でも可です。
・電話番号は、事業所等の「代表番号」「代表番号+内線」「直通番号」等を記載してください。
・電子メールアドレスがない場合には、記載は不要です。

4-2 申請書兼請求書の記載(ウラ)

6 添付書類 (A+B) ※記

A: 必ず添付が必要な書類

添付書類を確認のうえ、書類の欄ごとにチェックを入れてください。

※Aはすべての方が必ず必要な書類になります。

A

<input type="checkbox"/>	申請する車両の自動車
<input type="checkbox"/>	登記事項証明書 (法人)

B: 申請する車両の種類によって、①~⑥の該当する番号の書類を添付してください。

【軽貨物車のみ】 4で支援金の振込先を前年度と同じ口座とした場合→①
4で支援金の振込先を指定した場合→②

【一般貨物車のみ】 4で支援金の振込先を前年度と同じ口座とした場合→③
4で支援金の振込先を指定した場合→④

【軽貨物車および一般貨物車】 4で支援金の振込先を前年度と同じ口座とした場合→⑤
4で支援金の振込先を指定した場合→⑥

B

①申請車両が軽貨物車であり、振込先を前年度と同じ口座とした場合

<input type="checkbox"/>	貨物軽自動車運送事業経営届出書の写し
<input type="checkbox"/>	②申請車両が一般貨物車であり、振込先を指定した場合
<input type="checkbox"/>	貨物自動車運送事業経営届出書の写し
<input type="checkbox"/>	振込先口座を確認できるもの (通帳・キャッシュカード等) の写し

該当する番号に進んでください。

③申請車両が一般貨物車であり、振込先を前年度と同じ口座とした場合

<input type="checkbox"/>	貨物運送事業の許可を証する書類の写し	1日分の走行した事実が確認できる書類 (一般貨物車のみ)
--------------------------	--------------------	------------------------------

該当する番号の提出書類を確認のうえ、書類の欄ごとにチェックを入れてください。

※Bは該当する番号の書類が必要になります。

④申請車両が

<input type="checkbox"/>	貨物運送事業の許可を証する書類の写し	1日分の走行した事実が確認できる書類 (一般貨物車のみ)
<input type="checkbox"/>	令和5年4月から7月までのうち、いずれかの月の1日分の走行した事実が確認できる書類 (一般貨物車のみ)	
<input type="checkbox"/>	振込先口座を確認できるもの (通帳・キャッシュカード等) の写し	

⑤申請車両が軽貨物車および一般貨物車であり、振込先を前年度と同じ口座とした場合

<input type="checkbox"/>	貨物軽自動車運送事業経営届出書の写し
<input type="checkbox"/>	貨物運送事業の許可を証する書類の写し
<input type="checkbox"/>	令和5年4月から7月までのうち、いずれかの月の1日分の走行した事実が確認できる書類 (一般貨物車のみ)

⑥申請車両が軽貨物車および一般貨物車であり、振込先を指定した場合

<input type="checkbox"/>	貨物軽自動車運送事業経営届出書の写し
<input type="checkbox"/>	貨物運送事業の許可を証する書類の写し
<input type="checkbox"/>	令和5年4月から7月までのうち、いずれかの月の1日分の走行した事実が確認できる書類 (一般貨物車のみ)
<input type="checkbox"/>	振込先口座を確認できるもの (通帳・キャッシュカード等) の写し

4-3 添付書類

※この他、必要に応じてその他の書類の提出をお願いします。

A 必ず添付が必要な書類

■自動車検査証の写し

※電子車検証の方は8ページの「電子車検証の場合の提出書類」をご参照ください。



■会社(個人)の所在を確認する書類(写しも可)

法人: 登記事項証明書

個人: 住民票

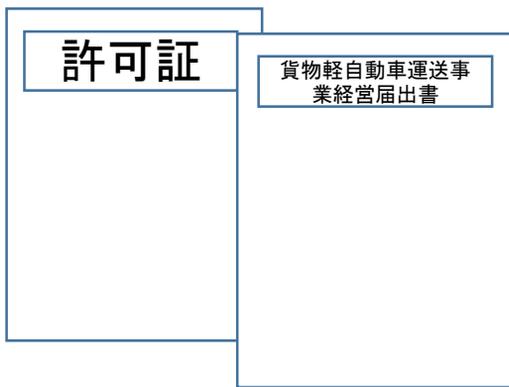
※発行から3か月以内のもの

4-4 添付書類

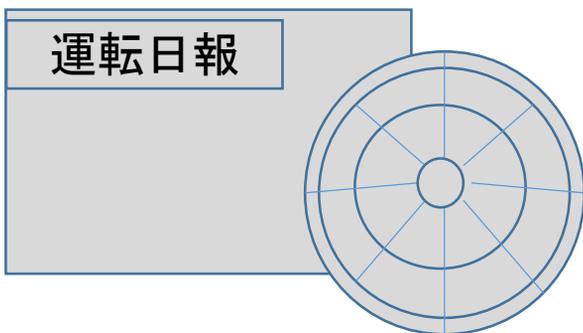
B 申請する車輛の種類等により添付が必要になる書類

■ 貨物軽自動車運送事業経営届出書(軽貨物の場合)

■ 貨物運送事業の許可を証する書類の写し(一般貨物の場合)



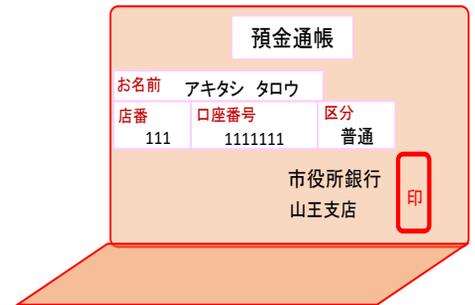
■ 走行事実が確認できる書類の写し(一般貨物の場合)



※令和5年4月から7月までの期間の1日分の記録

■ 振込先の写し
(通帳、キャッシュカード等)

※令和4年度事業と同じ振込先を指定する場合、不要



- ・金融機関名称
- ・本支店名
- ・口座種別 (普通、当座等)
- ・口座番号
- ・口座名義人(申請者と同じか)が申請書の記載内容と同じであることを確認してください

4-5 電子車検証の場合の提出書類

電子車検証には自動車検査証の有効期間、使用の本拠の位置などが記載されていません。

このため、電子車検証が発行されている車輛分を申請する場合は、電子車検証ではなく「自動車検査証記録事項」の写しを提出してください。

■自動車検査証記録事項

※電子車検証の発行時や更新時にすべての車検証情報が記載された「自動車検査証記録事項」が発行されています。

※「自動車検査証記録事項」が無い場合

国土交通省の電子車検証特設サイト
(<https://www.denshishakensho-portal.mlit.go.jp>)から
「車検証閲覧アプリ」をダウンロードしていただき、
PDFでデータを出力、印刷してください。

5 Q&A

Q：申請書はどこで入手できるのか。

A：秋田県トラック協会ホームページから入手可能です。

※3ページをご覧ください。

Q：法人の住所が市外にある場合は対象になるのか。

A：本市に本社又は本店があれば対象となります。

本市で事業を営んでいても、**本店登録地が市外の場合は対象となりません。**

Q：メールでの申請は可能か。

A：添付書類の確認が必要なため、**書面申請のみとなります。**

※申請窓口は3ページをご覧ください。

Q：令和5年4月～7月の間に走行しているが、申請時に車輛を使用していない、または車検証の有効期限が切れている場合、対象となるのか。

A：今回のケースは対象となりません。

対象となるのは以下の要件をすべて満たす車輛です。

- ・令和5年4月～7月の間に走行している
- ・申請時点においても使用している
- ・申請時点で有効な車検証を提出できる

